

クロス文化

クロスカルチャー出版
101-0064 東京都千代
田区神田駿河町2-7-6
電話03-5577-6707
ファクス03-5577-6708
http://crosscul.com

【特集】澤 正宏著 『核災 10年、福島からの声―原発・ 裁判・文学の記録―』を読む

日本近現代文学研究家で福島
大学名誉教授の澤 正宏氏が2
021年11月25日に今までに書
き溜めてきた核災害についての
エッセイ・批評・裁判資料に寄
せた解題などを纏めた書籍『核
災10年、福島からの声―原発・
裁判・文学の記録―』を上梓し
ました。あと2カ月足らずで11
年目の3・11がやって来ます。

日本政府は、福島第一原発核災
害の汚染水を海に流すという
んでもない愚行を行おうとして
います。そして、未だに最終処
理場など問題を抱えたままの原
子力発電所を無くすことを政策
に掲げず、却って増やす計画す
らある現状を私たち国民は注視
していかなければなりません。

ですが力強い声をお聞き頂けれ
ば幸いです(小社編集部)
その一環として今回特別に
『格差・貧困の社会史』(20
20年7月刊 小社刊)の著者、
同志社大学名誉教授の庄司俊作
氏に寄稿して頂きました。

本格的な原発研究への第一歩
同志社大学名誉教授 庄司 俊作

福島原発核災後10年経ったも
の、まだ本格的な「原発文学」
は現われていないと文学研究者
の著者は述べている。アジア・
太平洋戦争敗戦後4年にして
「戦後文学」が登場したことに
比べ、これは「奇妙な現象」で
ある。まだ時期が熟さないのか、
このまま現われずに過ぎていく
のか――。翻って、原発の本格
的な人文・社会科学、とりわけ

政治・経済系や歴史系の研究は
どうか。
本書を一読してまず呉世宗氏
の『沖繩と朝鮮のはざま』
(明石書店)を思い浮かべた。
同じように困難な状況下、「今
日も反軍事主義の闘いが続いて
いる」沖繩を対象とした近年の
野心作である。同書について阿
部小涼氏(琉球大学)は次のよ
うなコメントを加えている。こ
の本は「見えない存在とされて
きた沖繩の朝鮮人の姿を新聞記
事から祈念碑まで、透徹した明
晰さで掴み出し、その不可視化
の力学を明らかにする。記録す
る実践そのものが運動であると
いう著書の慧眼を借りれば、慰
安婦の存在を証言に切り縮めず、
記録運動の担い手として対話と
連帯に拓くことが可能になる。
戦場の証言は闘争となり闘争は
連帯を引き寄せる」(朝日新聞
2021年6月19日)。本書は
同書に重なる。「原発の現状に
関わる全ての問題が、地球や人
間にとつてますます深刻な危機
に向かつてい」という「未来
を憂えて、『今すぐ』原発を廃
止することの重要性を、記録を
基にして」論述している。「原
発・裁判・文学の記録」と副題
にあるとおり、本書は「記録す
る実践そのもの」であり、その
意味で著者なりの運動、闘争で
あつて、そうした闘いは「連帯
を引き寄せる」ものである。未

だ本格的な原発研究がないなか、
本書の学問的貢献は多大である。
本書は3章構成であり、第1
章「核災10年、福島からの声」
では、福島原発事故による核災
後に著者が執筆した核災に関す
るエッセイ、コラム、書評と
「歴史の転換点と文学」等の評
論を収める。第2章「『福島原
発設置反対運動裁判資料』概要」
は、著者が先に福島原発および
伊方原発の設置反対運動の裁判
資料を復刻した際に執筆した解
題を収める(前者は同名の資料
集全7巻、後者は『伊方原発設
置反対運動裁判資料』全7巻)。
福島原発反対運動は伊方原発反
対運動とその法廷闘争に学んで
展開された。著者は、日本の原
発反対運動の歴史において、2
つの裁判から学ぶことが多くあ
ると認識し、資料集の出版にお
よんだ。福島の訴訟資料は19
73年以後のもののようにある
が、担当した弁護士事務所か
ら発見された。資料的にも研究
が難しいなか、けつ損のない訴
訟資料は原発研究の貴重な歴史
資料である。読みづらい訴訟資
料を全部読み通して丁寧にと
められた長大な解説は著者の人
並み優れた「忍耐強さ」を示す
とともに、学術的に貴重である。

「この訴訟の原資料を読めば、
いかに被告側(当時の通商産業
大臣)、東京電力、裁判所が核
災害や放射能被害を軽視し、地
元はもとより被害が及ぶ住民の
生命、生活、生活環境などを無
視していたかがよく分かる」。
第3章「記録と批評」では、著
者の編著『詳説福島原発・伊方
原発年表』(2018年)事項
後の世界と日本、そして福島
原発の動向についてまとめたも
のである。「年表」と形式は異
なるが、日本の原発、原発輸出、
原発労働者、こどもの甲状腺が
ん、原子炉、特定復興地域拠点
と各町村の現状、汚染土壌、汚
染水の放出、鳥獣漁などの被曝、
野菜や果実等の被曝、最終処分
場などの現状、エネルギー基本
計画、廃炉、プルサーマル計画
と核のゴミ、テロ対策、海外で
の原発新設計画などの破たん、
原発避難など「原発の事実」に
ついて多くの新聞記事や裁判の
判決、電力会社発表等をもとに
解き明かした論考がならぶ。

本書にはある種の執念すら感
じられる。先日、著者の資料収
集の活動ぶりをNHKの番組で
拝見した。原爆に徹底してこだ
わった原民喜を取りあげた番組。
著者は詩を中心にした文学研究
者、時代は違うがそれぞれ原発
発、反原発の徹底した姿勢がふ
たりの共通項であり、これが番
組の冒頭に著者が登場した理由
と理解した。核災がなぜ起こっ
たか、福島の人として10年以
り起こし、膨大な資料の収集、

評価、選別をおこない、記録として活字化する取り組みがいわく「私のこの10年のすべてであった」。番組でも新聞の小さな記事

を切抜きする著者が映し出され、「原発記事は大きさに関係なくすべて保存している」と話した。著者が、記録する運動、闘いを開始してすぐ、「見えてくるものなかでも最も大きなもの」は見つかったという。一つは、政府(国)による核災の

「最重要な問題点の徹底した隠蔽」、もう一つは、国営企業の座についた東電の「非人間的な無責任体質」。いずれも、原発研究(あるべき原発政策も)を阻む政治権力・経済権力の厚い利権の壁である。本格的な原発研究や原発文学の掘りどころを著者はよく認識する。

本格的な原発研究に向けて必要な第一歩が刻まれたことを喜びたい。左記は執筆著者庄司俊作氏の著作の表紙。



次に掲載するのは『核災10年、福島からの声―原発・裁判・文学の記録―』の目次、第1章のはじめの部分、あとがきを本文から抜粋してお届けします。

核災10年、福島からの声―原発・裁判・文学の記録―

目次

第1章

核災10年、福島からの声

エッセイ

震災、津波、核災害の下で文学について考える

エアファールング(経験)

3・11の経験と文学

『福島原発設置反対運動裁判資料』(全7巻)の主張

Arguments in Judicial Materials in the Movement against the Establishment of the Fukushima Nuclear Power Plant

Vol.1—Vol.7

東京電力福島第一原子力発電所事故後の福島の現在

短信より

短信13篇

1 有為転変を生きたいということ／

2 届かない声／

3 狂権国家の住み心地／

4 「従米興戦」のなかの原発／

5 氾濫する死／

6 恐ろしさを語る放射能被爆／

7 保護されなかった被曝少女／

8 この人を見よ―裁判長とは／

9 弾圧と隠蔽―桐野夏生

『日没』に触発されて／

13 原発災害と短歌(3)／
現実が短歌を書いている
終わりなきオブセッション
―福島原発災害/隠蔽と強権を超えて原発0へ―
原発廃棄のための記録の試み―
核災害の7年後に―
書評
前田潤著『地震と文学 災厄と共に生きていくための文学史』
―及川俊哉詩集『えみしのくがたり』について―
詩人・和合亮一と詩集『QQQ』
評論
歴史の転換点と文学―東京電力福島第一原発災害が明らかにしたこと―
吉原公一郎『破断 小説 原発事故』

第2章

『福島原発設置反対運動裁判資料』概要

(附)『伊方原発設置反対運動裁判資料』概要

『福島原発設置反対運動裁判資料』全7巻 解題

第1巻

○東京電力株式会社の公有水面埋立免許申請に係る福島県知事の免許についての審査請求書

○公有水面埋立免許取消請求事件 訴状1冊

○福島第二原子力発電所 原子炉設置許可処分取消請求事件

○訴状1冊

訴状1冊

第2巻

○昭和50年(行ウ)第1号
福島第二原子力発電所 原子炉設置許可処分取消請求事件

最終準備書面 1冊

○昭和50年(行ウ)第1号
福島第二原子力発電所原子炉設置許可処分取消請求事件判決

(その1) 福島地方裁判所第1民事部

第3巻

○福島第二原子力発電所原子炉設置許可処分取消請求事件判決

(その2) 福島地方裁判所第1民事部

○福島第二原子力発電所原子炉設置許可処分取消請求事件判決

(その3) 福島地方裁判所第1民事部

○福島第二原子力発電所原子炉設置許可処分取消請求事件判決

(その4) 福島地方裁判所第1民事部

第4巻

○従事者業務外死亡調査表

○下請労働者病死調査表(東京電力第1原発関係)

○下請労働者病弱者調査表

○原告調査表

○原発下請労働者資料(「交通関係」「捜査関係」「防犯関係」など)

終準備書面」の一部下書き(「労働者被爆」の部分)

○福島第二原子力発電所原子炉設置許可処分取消請求事件に関する「労働者被爆調査」

第5巻

○「公有水面埋立免許願」東京電力から福島県知事(木村守江)宛て

○「公有水面埋立免許願」東京電力から福島県知事(木村守江)宛て

○「公有水面の埋立について(諮問)」

○「公有水面の埋立について(答申)」

○「公有水面埋立免許取消要求」に対する「木村守江福島県知事」の回答

○「附近海岸への影響調査」

○「公有水面埋立免許に伴う」命令書」2通と「福島県報 第48

93号」

○「公有水面埋立免許処分についての審査請求に対する弁明書」と「証明資料」

○「公有水面埋立免許取消請求事件」「再弁明書」(附)「照明資料」

○「証第8号及び第9号における関係記事掲載頁」

○「公有水面埋立免許取消請求事件」「再反論書」

○「再反論書」

○「再反論書」

○「再反論書」

○「再反論書」



○公有水面埋立免許取消請求事件に関する「準備書面」草稿

○公有水面埋立免許取消訴訟意見「陳述書」草稿

○公有水面埋立免許取消請求事件の申し立てに対する被告（福島県知事）側の「答弁書」

○福島第二原子力発電所原子炉設置許可処分取消を求める「異議申立書」

○福島第二原子力発電所原子炉設置許可処分取消請求事件に関する「訴状の要項」

○福島第二原子力発電所原子炉設置許可処分取消請求事件の被告側の答弁書に対する「求釈明書」

○福島第二原子力発電所原子炉設置許可処分取消請求事件に関する草稿（日本国内原子炉施設における被爆実態と発電所別放射性廃棄物の発生量）

○福島第二原子力発電所原子炉設置許可処分取消請求事件に関する「陳述書」他

○福島第二原子力発電所原子炉設置許可処分取消請求事件に対する「訴訟準備の経過」並びに「先行訴訟公判経過」及びその他の草稿

○請戸漁業協同組合前理事長に対する「告発状」「業務及び会計状況の検査申請書」

相馬原釜漁業協同組合理事兼相馬郡漁業協同組合会長に對

する「告発状」

○「訴状」「答弁書に対する求釈明書」「準備書面」（原告側26、被告側6）

「文書提出命令」などの詳細目次

○福島第二原子力発電所原子炉設置許可処分取消請求事件の「証拠調請求書（1）」

第6巻

○「原子力だより アトム福島」第1号、冊子、福島県発行

○「東京電力株式会社福島第二原子力発電所の設置に係る安全性について」（原子炉安全専門審査会）

○「福島第二原子力発電所原子炉の設置に係る公聴会陳述意見に対する検討委員会説明書」（科学技術庁原子力局）

○「我が国原子力発電所の時間稼働率及び設備利用立」（通産省）

○「原子力発電所周辺環境放射能測定結果報告書」（福島県原子力発電所安全確保技術連絡会）

1冊

○「原子力発電所の環境放射能測定結果」（福島県）

○「東京電力福島第一原子力発電所1号炉」並びに「東京電力福島第一原子力発電所2号炉」

における事故のメモ（政府発表）

○「提出申立文書」「該当文書」

並びに「別添1 原子力委員会議事録」「別添2 原子炉安全

専門審査会議事録」

○「東京電力株式会社福島第二原子力発電所原子炉設置許可申請 第92部会参考資料目録」（資料名の目録メモ）

○「原子力委員会月報」より福島原子力発電所関係記事の抜粋（1966年12月～1980年7月）

第7巻

○「東電福島第二原発」公聴会60人の証言——関連資料収録——日本科学者会議編集（原発公聴会の民主化を要求する会発行）

○「東電福島第二原発」公聴会『60人の証言』資料追録』日本科学者会議編集（原発・火発反対福島県連絡会発行）

○原子力行政についての申入れ「附」 「原発・火発反対福島県連絡会入会の『しおり』」

○福島原発・火発建設反対訴訟をすすめる決議（案）

（福島原発・火発建設反対訴訟をすすめる決起集会 参加者一同）

○「福島原発・火発反対訴訟資料」（日本科学者会議福島支部編集、原発・火発反対福島県連絡会発行）

○「東電福島第二原子力発電所原子炉設置許可処分取消請求事件（訴状）」（原発・火発反対福島県連絡会、日本科学者会議、

正誤表付き）

○「声明」

（福島第二原発原子炉設置許可取消を求める決起集会 参加者一同）

○「原子力問題 全国情報センタ―会報」NO. 1「創刊号」

○「原子力問題 全国情報センタ―会報」NO. 2」

○福島県「原子力災害対策計画」・『実施要項』見直しに関する要望（原発・火発反対福島県連絡会）

○原発・火発反対福島県連絡会のあゆみ原発・火発反対福島県連絡会）

『伊方原発設置反対運動 裁判資料』全7巻 解題

第1巻

○伊方原発行政訴訟 資料1（1973年9月）伊方原発行政訴訟を支援する会

○伊方原発行政訴訟 資料2（1973年12月）伊方原発行政訴訟を支援する会

○伊方原発行政訴訟 資料3（1974年9月）伊方原発行政訴訟を支援する会

○伊方原発行政訴訟 資料4（1975年2月）伊方原発行政訴訟を支援する会

○「原子力委員会月報」伊方原発関連記事

・四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更について（答申）

・四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更（1号原子炉施設の変更）について（答申）

・四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更（2号炉増設）について（答申）

の原子炉の設置変更について（答申）

・四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更に係る安全性について

・伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求事件答弁書要旨

・四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更について（答申）

・四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更（1号原子炉施設の変更）について（答申）

・四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更（1号原子炉施設の変更）について（答申）

・四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更（2号炉増設）について（答申）

・四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更（1号原子炉施設の変更）について（答申）

・四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更（1号原子炉施設の変更）について（答申）

・四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更（1号及び2号原子炉施設の変更）について（答申）

・四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更（1号原子炉施設の変更）について（答申）

・四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更（1号原子炉施設の変更）について（答申）

・四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更（2号原子炉施設の変更）について（答申）

・四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更（2号原子炉施設の変更）について（答申）

・四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更（2号原子炉施設の変更）について（答申）

・四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更（2号原子炉施設の変更）について（答申）

炉施設の変更) について(答申)
 ・四国電力株式会社伊方発電所の原子炉の設置変更(1号及び2号原子炉施設の変更)について(答申)○『伊方発電所原子炉設置許可処分消請求事件 準備書面(原告13)(上)』伊方原子力発電所の危険性及び違法性のすべて(伊方原発行政訴訟 訟弁護団)』
 第2巻

○『伊方発電所原子炉設置許可処分消請求事件 準備書面(原告13)(下)』伊方原子力発電所の危険性及び違法性のすべて(伊方原発行政訴訟 訟弁護団)』
 第3巻

○伊方原子力発電所 裁判証言記録(1)〜(9)(日本原子力産業会議)
 ○伊方才(ママ)判証人調書一覽表

○〔主尋問〕被告側証人 東京大学教授 内田秀雄 証言
 (昭和50年11月27日 松山地方裁判所)

○〔反対尋問〕被告側証人 東京大学教授 内田秀雄 証言
 (昭和51年2月26日 松山地方裁判所)

○〔反対尋問〕被告側証人 東京大学教授 内田秀雄 証言

(昭和51年5月27日 松山地方裁判所)

○〔主尋問〕原告側証人 京都大学助手 川野眞治 証言
 (昭和51年6月24日 松山地方裁判所)

○〔反対尋問〕原告側証人 京都大学助手 川野眞治 証言
 (昭和51年9月16日 松山地方裁判所)

○〔主尋問〕原告側証人 京都大学工学部教授 佐藤進 証言
 (昭和51年6月24日 松山地方裁判所)

○〔反対尋問〕原告側証人 京都大学工学部教授 佐藤進 証言
 (昭和51年9月17日 松山地方裁判所)

○〔主尋問〕原告側証人 京都大学工学部教授 三島良績 証言
 (昭和51年6月25日 松山地方裁判所)

○〔反対尋問〕原告側証人 京都大学工学部教授 三島良績 証言
 (昭和51年9月17日 松山地方裁判所)

○〔主尋問〕原告側証人 京都大学工学部教授 佐藤進 証言
 (昭和51年9月17日 松山地方裁判所)

○〔反対尋問〕原告側証人 京都大学工学部教授 佐藤進 証言
 (昭和51年9月17日 松山地方裁判所)

○〔主尋問〕原告側証人 京都大学工学部教授 佐藤進 証言
 (昭和51年9月17日 松山地方裁判所)

○〔反対尋問〕原告側証人 京都大学工学部教授 佐藤進 証言
 (昭和51年9月17日 松山地方裁判所)

○〔主尋問〕原告側証人 京都大学工学部教授 佐藤進 証言
 (昭和51年9月17日 松山地方裁判所)

○〔反対尋問〕原告側証人 京都大学工学部教授 佐藤進 証言
 (昭和51年9月17日 松山地方裁判所)

○〔主尋問〕原告側証人 京都大学工学部教授 佐藤進 証言
 (昭和51年9月17日 松山地方裁判所)

○〔反対尋問〕原告側証人 京都大学工学部教授 佐藤進 証言
 (昭和51年9月17日 松山地方裁判所)

○〔主尋問〕原告側証人 京都大学工学部教授 佐藤進 証言
 (昭和51年9月17日 松山地方裁判所)

○〔反対尋問〕原告側証人 京都大学工学部教授 佐藤進 証言
 (昭和51年9月17日 松山地方裁判所)

○〔主尋問〕原告側証人 京都大学工学部教授 佐藤進 証言
 (昭和51年9月17日 松山地方裁判所)

(昭和51年9月16日 松山地方裁判所)

○〔反対尋問〕原告側証人 京都大学助教授 樋田 劭 証言
 (昭和51年11月25日 松山地方裁判所)

○〔主尋問〕被告側証人 工業技術院地質調査所環境地質部地震地質課長 垣見俊弘 証言
 (昭和51年10月29日 松山地方裁判所)

○〔反対尋問〕被告側証人 工業技術院地質調査所環境地質部地震地質課長 垣見俊弘 証言
 (昭和51年10月29日 松山地方裁判所)

○〔主尋問〕被告側証人 工業技術院地質調査所環境地質部地震地質課長 垣見俊弘 証言
 (昭和51年10月29日 松山地方裁判所)

○〔反対尋問〕被告側証人 工業技術院地質調査所環境地質部地震地質課長 垣見俊弘 証言
 (昭和51年10月29日 松山地方裁判所)

○〔主尋問〕原告側証人 京都大学助手 荻野晃也 証言
 (昭和51年11月25日 松山地方裁判所)

○〔反対尋問〕原告側証人 京都大学助手 荻野晃也 証言
 (昭和51年11月25日 松山地方裁判所)

○〔主尋問〕原告側証人 京都大学助手 荻野晃也 証言
 (昭和51年11月25日 松山地方裁判所)

○〔反対尋問〕原告側証人 京都大学助手 荻野晃也 証言
 (昭和51年11月25日 松山地方裁判所)

○〔主尋問〕原告側証人 京都大学助手 荻野晃也 証言
 (昭和51年11月25日 松山地方裁判所)

○〔反対尋問〕原告側証人 京都大学助手 荻野晃也 証言
 (昭和51年11月25日 松山地方裁判所)

○〔主尋問〕原告側証人 京都大学助手 荻野晃也 証言
 (昭和51年11月25日 松山地方裁判所)

○〔反対尋問〕原告側証人 京都大学助手 荻野晃也 証言
 (昭和51年11月25日 松山地方裁判所)

○〔主尋問〕原告側証人 京都大学助手 荻野晃也 証言
 (昭和51年11月25日 松山地方裁判所)

○〔反対尋問〕原告側証人 京都大学助手 荻野晃也 証言
 (昭和51年11月25日 松山地方裁判所)

○〔主尋問〕原告側証人 京都大学助手 荻野晃也 証言
 (昭和51年11月25日 松山地方裁判所)

○〔反対尋問〕原告側証人 京都大学助手 荻野晃也 証言
 (昭和51年11月25日 松山地方裁判所)

○〔主尋問〕被告側証人 東京大学教授 大崎順彦 証言
 (昭和52年1月28日 松山地方裁判所)

○〔反対尋問〕被告側証人 東京大学教授 大崎順彦 証言
 (昭和52年2月25日 松山地方裁判所)

○〔主尋問〕原告側証人 東京水産大学助手 大野 淳 証言
 (昭和52年1月28日 松山地方裁判所)

○〔反対尋問〕原告側証人 東京水産大学助手 大野 淳 証言
 (昭和52年1月28日 松山地方裁判所)

○〔主尋問〕原告側証人 東京水産大学助手 大野 淳 証言
 (昭和52年1月28日 松山地方裁判所)

○〔反対尋問〕原告側証人 東京水産大学助手 大野 淳 証言
 (昭和52年1月28日 松山地方裁判所)

○〔主尋問〕原告側証人 和光大学教授 生越 忠 証言
 (昭和52年2月25日 松山地方裁判所)

○〔反対尋問〕原告側証人 和光大学教授 生越 忠 証言
 (昭和52年2月25日 松山地方裁判所)

○〔主尋問〕原告側証人 農業 井上常久 証言
 (昭和52年2月25日 松山地方裁判所)

○〔反対尋問〕原告側証人 農業 井上常久 証言
 (昭和52年2月25日 松山地方裁判所)

○〔主尋問〕被告側証人 東京大学教授 木村敏雄 証言
 (昭和52年3月24日 松山地方裁判所)

○〔反対尋問〕被告側証人 東京大学教授 木村敏雄 証言
 (昭和52年3月24日 松山地方裁判所)

○〔主尋問〕原告側証人 伊方発電所原子炉設置許可処分消請求事件判決 当事者の表示
 主文事実、その1〜その4、理由、添付別紙(松山地方裁判所)

○〔反対尋問〕原告側証人 伊方発電所原子炉設置許可処分消請求事件判決 当事者の表示
 主文事実、その1〜その4、理由、添付別紙(松山地方裁判所)

○〔主尋問〕原告側証人 伊方発電所原子炉設置許可処分消請求事件判決 当事者の表示
 主文事実、その1〜その4、理由、添付別紙(松山地方裁判所)

○〔反対尋問〕原告側証人 伊方発電所原子炉設置許可処分消請求事件判決 当事者の表示
 主文事実、その1〜その4、理由、添付別紙(松山地方裁判所)

○〔主尋問〕原告側証人 伊方発電所原子炉設置許可処分消請求事件判決 当事者の表示
 主文事実、その1〜その4、理由、添付別紙(松山地方裁判所)

○〔反対尋問〕原告側証人 伊方発電所原子炉設置許可処分消請求事件判決 当事者の表示
 主文事実、その1〜その4、理由、添付別紙(松山地方裁判所)

民事第1部) 第5巻 ○伊方発電所原子炉設置許可処分消請求上告事件 上告理由書 1985(昭和60)年6月28日 伊方原発行政訴訟 弁護団

第6巻 ○伊方発電所原子炉設置許可処分消請求上告事件 上告理由補充書 1986(昭和61)年6月25日 伊方原発行政訴訟 訟弁護団

「終りのはじまり」チェルノブイリ事故と本件許可処分並びに原判決の違法性

1988(昭和63)年6月23日 伊方原発行政訴訟 訟弁護団

○伊方発電所原子炉設置許可処分消請求上告事件 上告理由補充書(3)

「加圧水型原発の終焉」 1991(平成3)年6月20日 伊方原発行政訴訟 訟弁護団

第7巻 ○伊方発電所原子炉設置許可処分消請求上告事件 準備書面(控訴人(原告)4)

スリーマイル島原子力発電所の事故は人類破滅への道を指し示す

1980(昭和55)年1月31日 伊方原発行政訴訟 訟弁護団

○伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求事件 最高裁判所判例集(一部)

(附) 第2審判決の主文、事実及び理由

1993(平成5)年4月10日 最高裁判所判例調査会

○伊方原発訴訟・判決決定要旨 1984(昭和59)年12月14日 高松高等裁判所第4部

○伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求控訴事件

判決(「主文」と「理由」)

(1審判決の「補正」箇所付) 1985年1月

伊方原発訴訟を支援する会

第3章

記録と批評

記録と批評『福島の核災以後を追う(Ⅰ)』

2021年から2018年9月までを中心に

記録と批評『福島の核災以後を追う(Ⅱ)』

2017年から2019年2月までを中心に

記録と批評『福島の核災以後を追う(Ⅲ)』

2017年から2019年10月までを中心に

記録と批評『福島の核災以後を追う(Ⅳ)』

2017年から2020年1月までを中心に 記録と批評『福島の核災以後を

追う(Ⅴ)

2017年から2020年9月までを中心に

記録と批評『福島の核災以後を追う(Ⅵ)』

2017年10月から2021年4月までを中心に

記録と批評『福島の核災以後を追う(Ⅶ)』

2021年5月から2021年8月までを中心に

あとがき

【本文抜粋】

第1章 核災10年、福島からの声

エッセイ 震災、津波、核災害の下で文学

について考える

2021年3月11日を迎えて、東日本大震災とそれに続く津波、原発災害から10年が過ぎた、という時間の手応えに潰されそうになった感触を思い出している。マグニチュード9.0の地震も、その後に襲来した津波も(21年7月12日現在、福島県内の地震、津波に因る死者は1605人)凄まじかった。これらに核災害(以下、核災と略記)が追い打ちをかけた(同前の日付けで、同県内の原発災害に関連する死者は、100人を超す自殺者を含めて2326人)。とくに、

もつと厳しい最悪事態に進展していれば、現状よりもさらに深刻な放射能被曝に晒されていたであろう福島の住人としては、核災がなぜ起きることになってしまったのかについて10年以上前に遡り、反省を籠めて多様な角度からの掘り起こしをせざるを得ない、という結論に至ってしまう。その一人として私も、まず事実の記録を残すことに専念してきた。隠されている資料、まだ埋もれている資料などはたくさんあるが、福島原発に関わる歴史だけでも、個人にとつては膨大な資料の収集の始まりである。そしてこれらの資料の評価、選別をし、記録として活字化することへの取り組みが、私のこの10年のすべてであった。しかしこうした取り組みをするまでには、福島第一原発で1、3、4号機が次々に水素爆発を起し、2号機が4号機の爆発と同日に、90万テラベクレル(12年5月に東電発表、広島に投下原爆の約196個分)という大量の放射性物質の漏洩をもたらしたとき、それらの意味することは何なのかという問いが、真つ先に自分に向けられていた。この問いは当然、福島の大規模、そこに暮らす人間の壊滅という事態を前提にしておき、書くこと、研究することの無力さをしたたかに思い知らされたのであ

る。地震、津波による被災、原発による被曝の経験などのリアリティーの前では、書くこと、研究することで求める真実性がすべて軽くなり薄らぐという、逃げ場のない本質的な危機が襲来したのである。それが原発に関わつて文学を研究する者の核災後の最初の風景であった。目の前の現実の方が、文学作品や文学研究で表現され究明される真実よりもリアリティーがあつて遙かに重いのである。 頭上を襲う湧き出したブルーム(放射性雲)3月20日に関東圏へ南下)に追われて原発立地の町から避難して来た隣人、原発から避難目安の30kmを僅かに外れているという理由で、高線量のなかで被曝し、何の保証もなく自宅の農場を放棄して自費で避難した友人、被曝して出荷停止となった7500個のキャベツに絶望して自死した農民、道路や上空では自衛隊の車輛や飛行機が頻りに往き来する毎日、昼夜の別なく襲つてくる強い余震、私自身でいえば政府が分かつていて公表をしなかったために、放射能の雨が降るなか飲料水の配給を求めてならんだ日々、日常生活のサイクルがストップし、食料への不信感を抱きながらの屋内退避生活(12年10月、福島県産の米が初の基準値超え)など、これらは私の身辺にあつた

事実ではあるが、経済の繁栄を最優先させてきた日本の戦後社会の、根本的で最も大きな欠陥のひとつが(他に水俣病公害など)、21世紀になって必然的に噴出した事態だと考えざるを得なかった。 そして、こうした歴史的な事態に対処するには、まず、毎日目まぐるしく変化し、虚実を伴つて報道される事実を、とにかく記録し整理するところから出発する他ないという考え方に至つたわけである。事実の集積とその考察との向こう側に見えてくるものがあるはずだという考え方である。原発に関わつて文学を研究する者の次の風景は、それが文学ではないにしても、記録、整理に徹するという道であった。 見えてくるもののなかで最も大きなものはすぐにもみつかった。一つは政府(国)による核災の再重要の問題点の徹底した隠蔽である。例えば、文科省は核災害発生当初にSPED Iで放射能の拡散を予測しながら、それを県民に公表せず、「現実をシミュレーションしたとは言いがたい」(12年7月)認識だったからと言いつつ逃れした。同様に、放射能の拡散の隠蔽は、米エネルギー省が実測値による詳細な「汚染地図」を日本政府に提供した(同年3月)にも拘わらず、

文科省と経産省とはこのデータを公表せず、原発から半径30km以上に渡って拡散した放射能物質(125μSv/時)で多くの住民が被曝した事実にもみられる。また、飯館村では全土壌が高濃度汚染され、検査した水からは国の基準値の三倍超(965Bq/kg)のヨウ素を検出する(12年3月)事実がありながら、水道水の使用を禁止する措置だけをとり、国が責任をもたなければならぬ全村の避難を同年の6月まで遅れさせ、しかも避難者は全村の85%という残酷さであった。避難が遅れた理由は隠されたままである。さらに、災害直後に既に報道メディアが伝えていた「炉心溶融」の認識の、国による正式な公表は同年の6月であり、それまで国民は国による正式な核災の実態の把握を知らされないで来たのである。直接の被曝者である者は、こうしたあらゆる隠蔽によって命を削られるわけだから、国を敵視する眼を持つ多くの国民がいても当然のことである。ここに記したのは数例だが、核災に関する隠蔽は枚挙に遑がない。

もう一つは国営企業の座にいた電力会社(12年6月、東京電力は株主総会で公的資金1兆円の受入を承認、国有化が正式決定)、非人間的な無責任体質

である。福島原発の経営母体である東電は、地震の大きさと津波の高さとは想定外だったと主張し、核災前に自らが公的機関からの原発立地の危険性の指摘などを無効として来た事実を否定し続けている。10年経った現在でも、核災の原因を自然災害にすり替え(12年7月、国会事故調は核災は「人災」と結論づけている)、多くの被災住民の命を奪った責任を否定している(東電は12年には法廷で、二本松市のゴルフ場に降った放射性物質を「無主物」だとも主張している)、元々は、1974年に始まった地元住民による福島第二原発設置反対運動の裁判(1992年に最高裁で結審、住民側敗訴)のなかで、東電が主張する地震の大きさと津波の高さは、十分な証拠をもって危険だと指摘されていたのである。この裁判では、東電側は地震と原発とに関わる学者を総動員して自らの主張を正当化した。最も無責任体質が露呈したのは、核災害の最中の15日に、原子炉の制御が効かないので、東電トップが福島原発を「放棄せざるを得ません」と判断し実行しようとしたことである。普段から福島原発を植民地扱いしていた彼らにとって、この最終判断を出すことは容易だが、これは福島県民のみならず、日本(人)全

体を見限ったという意味で恐るべき企業エゴの本音を露出させた言葉であった。

さらに、国や電力会社の政策や方針に正当性を与えようとする司法や、窮地にある東電を支援し(国も一部の地方自治体もそうだが)、再度、原発再稼働による利潤追求を目論む他の電力各社のこともあるが、ここでは割愛したい。とにかくこうした国、東電、司法、他の電力会社といった核災への反省がなく、原発の再稼働を擁護、容認、推進する機関、企業などに圍繞されるという四面楚歌のなかで、再稼働すればするほど量産される核廃棄物(所謂「核のゴミ」)の処理に10年以上以上かかり、炉心などを冷却する汚染水の海洋放出で地球環境を深刻な放射能汚染に晒してしまおうなどという問題が鮮明に見えてきたのである。この問題に歯止めを掛けなければ、21世紀以後の人類に対してもあまりにも無責任である。しかし現状では、国と日本の電力会社は、既に現在までに大量に溜まり、その管理や処分について全く見通しのつかない「核のゴミ」や汚染水に対して、真剣に向き合っていないという事実がある。この現実を文学の側に引き寄せてみれば、日本のみならず、人類に差し迫っている核による脅威を、国家による隠

蔽と、営利優先の原発企業による無責任体質などに抗いながら、これらを文学の課題として背負えるかどうかということになる。原発に関わって文学を研究する者のさらなる風景は、直接である間接であれ、文学にこうした抗いを本質とする表現を見出し、いこうとする姿であろう。

ここで、後になったがこれまでに使ってきた「核災」という言葉について説明しておきたい。一般には「福島原発事故」と記録され報道される、福島第一原発1、2、3、4号機で起きた爆発(前述)に伴う一連の被害、出来事は「事故」とされているが、既述したように、福島の住民はこれらの爆発前から証拠を示して、いつか大惨事が起きると警告し予想して訴訟を起こしていたのだから、これは「思いがけず起こった災難」(『大辞林』第4版、三省堂、19年9月)を意味する「事故」ではなくて、本質的には「事件」なのである。「事件」には元々、「訴訟事件」の略(同前)という意味がある。そこでこの拙文では基本的に、訴訟を通して警告したにも関わらず原発が起こした、高濃度で各種の放射能物質を世界に拡散させた核の災害、という意味で「核災」という言葉を使っている。

私の見ている風景は、地震、

津波という自然災害に加えて、「人災」と認められた(前述)、福島住民には多くの死をもたせた最も過酷な核災であり、それでもなお、国や東電といった核災を起こした当事者たちが、国政のレベルで隠蔽と無責任な主張、政策などを繰り返している風景である。そしてまた、この風景を文学が核災前に、また核災後に、どのように表現し、どのように表現しようとしているのかということ、私自身が重ねて見つめている風景である。とりわけ私が拘るのは、福島核災以前に発表された原発、核災(に関わる)小説である。それは核災という事実を前提にしないで書く行為と、核災後に書く行為とは、勿論リアリティーでは違いが出てしまうけれど、まだ起きていない核災を何とかしなければと問題視する(直接に小説で語られるわけではない)切迫度、緊張度、必然性などが新鮮であり、こうした作者の問題意識を説得するため、小説の構想に工夫が見られるからである。その最も顕著な特色は、原発マネーが優先して、原発が世界規模で政治、経済がらみの展開をしていることを暴いている点にあるだろう。いわば原発を全体小説に近い視点で語っているのである。付加すれば、私は核災後の原発小説には本格的な

核災後の原発小説には本格的な

全体小説を期待している。以上述べたことを、具体的に2篇の核災前の原発小説で確認すれば、

まず、邦光史郎の『鉛の箱』(光文社、1965年7月)がある。『鉛の箱』は2021年現在でも破綻している使用済み核燃料処理を中心にして、1960年代半ばのプルトニウム管理の杜撰さを、実在する「日本原子力発電株式会社」(原電)をモデルにして、世界的な原子炉売買の実情という巨視的な観点から、日本の電力会社間の原子炉購入の争いを交えながら語っていく小説である。『破断』

(ダイヤモンド社、1981年9月)は、既に約30年前に福島第一原発で炉心溶融が起きたことを語っている小説である。中心に据えられているのは、被曝に因って死に晒されている原発労働の救済を通して、医師である前に人間として原発と対峙する人物であり、核災の問題視が新鮮だが、注目すべきは、原発汚職を伴って日本へ原発が導入された際に日米間で動いた「M資金」の行方の追求である。この小説は原発を日米の戦後史から捉えようとする、現在までまだ未解決な視点を備えている。震災、津波、核災害の下で私が考えていることは以上だが、本号の核災後の文学の動向、研究に大いに期待するものである。

エアファールング(経験) 3・11の経験と文学

今日は10月11日から丁度、福島原発の核災後1年7か月が経つ。この原稿を書いている現在、自宅近辺(児童公園、野原)の放射線量は、福島市が立てた掲示板の書き込みに拠ると0.80μSv/時、前後の数値を示し続けている。これは国際放射線防護委員会が一般公衆の線量限度の基準として定めた年間1.00mSv(0.23μSv/時)をはるかに超える数値である。つまり、1年間この場所(戸外)に住めば身体に影響が出る被曝となる線量である。けれどもまだ本格的な除染は始まっていない。避難勧告が出された地域以外に対して核災当初から国や県が発信している、とくに人体に影響を与える数値ではないという安全を押しつけてくる言葉は、いまや空疎になっている。

核災後の福島第一原発の惨状、放射能が降り、降り続けている大地、山並み、放射能が垂れ流しの海、故郷、自宅を奪われて生涯をやがて有料になる住宅で過ごすしかない県民、避難の途中で被曝し甲状腺を病むことになった子供たちや、命を落としたり老人たちのことなどを見聞きする度に、これらは原発災害の序章であり、これから災害後の

惨劇が始まることを思うと暗鬱になってしまふ。

東日本大震災があった翌日の午後、福島第一原発1号機が水素爆発を起こしたとき、瞬間的に頭に浮かんだのは「また福島が犠牲にされたな」という、松川事件を想起しての言葉であった。核災以前の原発建設までと原発稼働後にも強いられた犠牲はあった。しかし、3号機の水素爆発(14日)直後に東電社長が政府に原発からの撤退を申し出た事実、翌日、文科省はSPEDIによる予測結果を基に浪江町に職員を派遣し放射線測定(午後9時前には330μSv/時)をしたのに省内だけで活用し住民避難には役立てなかつた事実、さらに18日には米エネルギー省が文科省と経産省原子力安全・保安院とに提供した放射線実測値の汚染地図を両者は公表せず、大量に拡散した放射性物質で汚染された地域(第一原発の北西30km超で125μSv/時)が避難先、避難経路に選ばれた事実などは、事故後に私が受けた最も大きな衝撃であった。15日午前には2号機から放射性物質90万テラベクレルが漏洩し北西(福島市)方向に飛散し深刻な環境汚染をもたらしたが、その日の午後、私は市からの給水を受けるため広場

にならんでいた。後日、こうし

た事実を知る度に、保身のため福島を平気で捨てる企業や国家の、身体を通しての経験は、原発事故はなぜ福島で起きなければならなかったのかという問題を突きとめなければ、現在の自分が在りえないというところまで私自身を追い込んだ。

『福島原発設置反対運動裁判資料』全3巻(クロスカルチャー出版、2012年1月)は、1974年以降、最高裁まで争って敗訴した訴訟の記録であり、原発周辺の住民である原告が訴えていた予想される核災のすべてが今回の核災につながっている事実を教えてくれるが、この資料集の解説・解題を担当して、やはり福島も、国民の生命の危険性を無視し、科学の名のもとに企業と国家の利益を最優先させる政治、経済、司法などが一体となって、世界的な急成長の階段を一気に駆け上がった。戦後の日本の犠牲の典型で在り続けていることが分かった。

では、「僕は、この3・11は転換点に『なる』というのではなくて、『なつて欲しい』『ならんかったらたまらない』という思いに駆り立てられるように、そう語ってきたのです(中略) 転換点にしなくては俺たちは救われたいという意識なのかという風に思います」(「震災から言葉へ」、『日本文学』201

2年4月)と言う赤坂憲雄の言葉を文学につなげていく道筋はどうつけなければならないだろうか。

「震災が起こって感じたのは、小説家としての自分のこれまでの想像力が、無効だった、役に立たない、誰も救えないということでした。想像力で何もできなくなったらー実際に何も書けなくなっています。がー小説家は何をすればいいのか」(「牛のように、馬のように」、『早稲田文学』2011年9月)と言う古川日出男の言葉はともでもあろう。私は小説家ではないからこの言葉に対する適切な回答はできない。しかし、想像力が無効でも、人間が救えないとしても、書くことで、次の時代に伝える表現と認識を模索していく道しかないのではないか。

事情は全く異なるが、かつて、軍国主義のもとで表現を弾圧された文学、敗戦後に戦争の全貌と個の出發とを究明する間で苦闘した文学、原爆を被災し絶望の果てを彷徨している文学、国に見捨てられ犠牲を強いられ続けている沖繩の文学など、学ぶべき文学はある。

3・11以前に原発を扱った小説はあった。それを「原発小説」(寡聞にしてこの呼称の起源を知らない)とし福島原発災害後に刊行した小説集に、柿谷浩一編『日本原発小説集』(水

声社、2011年10月)や、竹本賢三著『原発小説集 蘇鉄のある風景』(新日本出版社、同前)などがある。ここでは一篇一篇を採り上げることはできないが、全体的な特色といえれば福島原発の実態も一部そうであったが、不毛の地、過疎の地域(それでも住民は生活の苦しさ

と闘い、時には豊に環境を享受している)の貧しさ、貧困がベラスになつていと語られていることである。そこへ既述したように、戦後の国家全体を世界的な経済急成長へのし上げるための、電力による経済侵略が入つて来るのである。その意味では、諜報戦を展開する原発襲撃プランを中心に置く高村薫の『神の火』上、下(新潮社、文庫版、1995年4月)は、最もホッ

トな情報収集で暗躍する国際政治の舞台に原発を据えて書かれていて、核災以前の「原発小説」としては別格であり、リアリティーがある。

私の期待であるが、福島原発後の文学(とくに小説)はどこまで日本の原発の実態にその内側から迫れるのだろうか。内側という意味は、歴史的、経済的な視点をもった国政や企業や労働者の実態を指している。原発問題に関わる言説は、いまやそれを発する人の政治的、社会的、存在論的などのあらゆる認識の

レベルを露呈させる。その意味で福島原発以後を語る「原発小説」の出現は次の時代の現代文学を牽引していくだろう。

あとがき

東京電力福島第一原発で核災害が起きてから以後の、原発と私との関わりはこの書のなかに記したので繰り返しませんが、このなかに収めたエッセイや論考や裁判記録、また、ここ数年の原発の動向などの記録を読んでいただければ、原発の現状に関わる全ての問題が、地球や人間にとつてますます深刻な危機に向かっています。本書はそうした未来を憂いて、「今すぐ」原発を廃止することの重要性を、記録を基にして述べています。それが本書の目的でもあります。

振り返ってみると、原発問題に私が真剣に向き合えるようになったのは、本書で再録した『福島原発設置反対運動裁判資料』と『伊方原発設置反対運動裁判資料』との原資料の提供をいただいた安田純治弁護士との、核災後での出会いがあったからです。『福島原発設置反対運動裁判資料』(第1回配本)の刊行直後には、東京で安田弁護士と対談(出版社主催の文化講演会)をして、関東圏に住む幾人かの人々に福島原発の核災前の訴訟の実態と、核災後の現状と

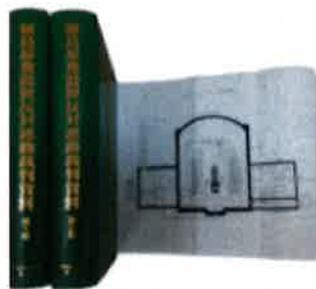
を知って貰うことができました。法律が専門ではない私ではありましたが、膨大な裁判資料を読み、「解題」としてまとめたいくことを通して、少しではあれ訴訟の実態の理解ができました。私は鍛えられていったのだと思っ

ています。本書の第1章は、核災後に書いてきた文章のなから核災に関わるエッセイ、コラムのような短い文章、書評、評論などを選んで収載しました。第2章は既述したように、福島原発と伊方原発とに対する、設置反対運動の裁判資料集の復刻です。裁判資料なので読み辛く煩瑣では

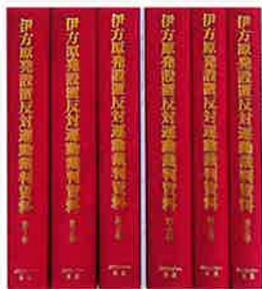
ありますが、人権を無視した強引な原発の立地、安全性が無視された恐るべき原発稼働の実態、放射能に因る環境汚染などが証言されているので必読に値する資料です。第3章は拙編著『詳説福島原発・伊方原発年表』(2018年2月刊)に記載後の、世界の、日本の、福島原発の動向です。「年表」と「記録と批評」とでは形式が異なりますが、原発の事実を伝えたいというテーマは同じなので、「年表」に続く事実の記載ということで収載しました。以上が『核災10年、福島からの声―原発・裁判・文学の記録―』の目次全部と本文の最初の11頁それにあとがきの抜粋です。



被曝した牛たちの頭蓋骨 第2章扉。撮影:渡部幸一氏。



福島原発設置反対運動裁判資料



伊方原発設置反対運動裁判資料



詳説福島原発・伊方原発年表

【日本現代史シリーズ⑩】

福島原発設置反対運動 裁判資料 全7巻・別冊

編集:安田純治(弁護士) 解説:澤正宏
■全7巻 B5判・上製・約4冊 1,500円
■別冊 B5判・上製・約4冊 1,500円
■第1回配本(全3巻) 480円
■第2回配本(全4巻) 680円

【日本現代史シリーズ⑨】

伊方原発設置反対運動 裁判資料 全7巻・別冊

編集:安田純治 解説:澤正宏
■全7巻 B5判・上製・約4冊 1,600円
■別冊 B5判・上製・約4冊 1,600円
■第1回配本(全4巻) 900円
■第2回配本(全4巻) 900円

詳説福島原発・伊方原発年表 全1巻

編著:澤正宏(福島大学名誉教授)
■体裁 B5判・上製・四九〇頁
■本体 二五,〇〇〇円

■■■■ 編集後記 ■■■■

『クロス文化』第9号をお届けします。今回は福島に住み、原発の核災について考え続けている澤先生の本を取り上げました。「東京電力は、今も福島原発第1原発で発生している汚染水を多核種除去設備(ALPS)を通じて処理している。その副産物が放射性物質を含んだ高濃度の汚泥で汚泥を最終的にどこで、どのような方法で処分するかは白紙の状態、課題は山積み」と報じられています(毎日新聞2021年11月10日付)。私たちはこの現実に向き合わなければなりません。決して福島、他人事として置き去りにしてはなりません。原発は直ちに止めるべきで新たな代替エネルギーで開発して自然と共存できる、環境にやさしい住みやすい社会の再構築を目指すべきです。澤 正宏著は、原発・裁判・文学の記録からこのことを切に訴えかけています。そして、特別に寄稿して頂いた庄司俊作氏も「本格的な原発研究や原発文学の勘どころを著者によく認識する。本格的な原発研究に向けて必要な第一歩が刻まれたことを喜びたい」と高く評価しています。記録するとは闘いですし、連帯し続けていくことなのです。ノーマア原発!(k)